

平成23年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

6月10日（金）午前1

0時開議

日程第 1 報告第 1号 平成22年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算
報告につ

いて

日程第 2 報告第 2号 平成22年度嵐山町一般会計継続費繰越計算報告
について

日程第 3 報告第 3号 平成22年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告
について

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国
民健康保

険税条例の一部を改正）

日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税
条例の一

部を改正）

日程第 6 同意第 2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求

めることについて

日程第 7 議案第 23号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、
休日及び

休暇に関する条例の特例に関する条例を制定する

ことにつ

いて

日程第 8 議案第 24号 嵐山町環境基本条例を制定することについて

日程第 9 発委第 2号 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温
暖化条例

を制定することについて

日程第 10 議案第 25号 嵐山町管理型浄化槽条例を制定することについて

日程第 11 議案第 26号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
等に関す

る条例の一部を改正することについて

日程第 12 議案第 27号 平成23年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）

議定につ

いて

日程第 1 3 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議定について

日程第 1 4 発委第 3 号 嵐山町議会基本条例を制定することについて

日程第 1 5 発委第 4 号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについて

追加

日程第 1 6 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 1 7 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 1 8 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について (七郷小学校体育館
改築工事)

日程第 1 9 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について (菅谷中学校体育館
改築工事)

日程第 2 0 発議第 2 号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書
の提出に

ついて

日程第 2 1 発議第 3 号 子どもの放射能被曝暫定基準 (年間 1 ~ 2 0 ミリ
シーベル

ト) の撤回を求める意見書の提出について

日程第 2 2 発議第 4 号 政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書の提

出について

日程第 2 3 閉会中の継続調査の申し出について

○出席議員（13名）

1 番 畠 山 美 幸 議員	2 番 青 柳 賢 治 議員
3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 柳 勝 次 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 1 番 安 藤 欣 男 議員
1 2 番 松 本 美 子 議員	1 3 番 渋 谷 登 美 子 議員
1 4 番 藤 野 幹 男 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地域支援課長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
新 井 益 男 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長
青 木 務 長寿生きがい課長
大 塚 晃 文化スポーツ課長
簾 藤 賢 治 環境農政課長
木 村 一 夫 企業支援課長
田 邊 淑 宏 まちづくり整備課長
大 澤 雄 二 上下水道課長
田 幡 幸 信 会計管理者兼会計課長

加藤信幸	教育長
内田勝	教育委員会こども課長
簾藤賢治	農業委員会事務局長
	環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成23年嵐山町議会第2回定例会第4日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。

報告第4号 専決処分の報告について、報告5号 専決処分の報告について、議案第29号 工事請負契約の締結について(七郷小学校体育館改築工事)及び議案第30号工事請負契約の締結について(菅谷中学校体育

館改築工事)の4件であります。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、この4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしますので、審議する予定でありますので、ご了承願います。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第1、報告第1号 平成22年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成22年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。平成22年度に繰越明許費を設定をした農業用施設整備事業、測量設計等委託料ほか29件について、平成23年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第1号の細部につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、3月定例議会で繰越明許費として議決をしていただきました14事業、30件の繰越計算書でございます。

3～4ページ、合計欄をごらんいただきたいと思います。合計欄の金額でございますが、10億3,026万2,000円、翌年度繰越額10億225万5,000円、差し引きますと2,800万7,000円でございますが、このうち平成22年度支払い済み分が2,750万7,000円、都市計画費の耐震化促進事業、これ50万円、1ページ中ほどから下にございますが、住宅耐震改修費補助金50万円でございますが、これにつきましては、申請者がなく執行残となるものでございます。

3～4ページ戻っていただきまして、財源内訳であります。既収入特定財源100万円、未収入特定財源の国県支出金1億8,584万9,000円、地方債7億810万円、一般財源1億730万6,000円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第2、報告第2号 平成22年度嵐山町一般会計継続費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から議案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、平成22年度嵐山町一般会計継続費繰越計算報告についての件でございます。平成22年度に継続費を設定をした(仮称)ふれあい交流センター建設事業経費のうち、その一部を平成23年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第2号の細部につきまして、ご説明申し上げます。

平成22年度嵐山町一般会計継続費繰越計算書でございます。平成22、23年度の継続事業でございます。事業名、(仮称)ふれあい交流センター建設事業、継続費の総額2億7,747万6,000円、平成22年度継続費予算現額、予算計上額が2億5,018万6,000円、計2億5,018万6,000円、支出済額及び支出見込額9,640万円、残額1億5,378万6,000円、翌年度繰越額1億5,378万6,000円。

財源内訳でございますが、繰越金4,038万6,000円、特定財源の地方債1億1,340万円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第3、報告第3号 平成22年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、平成22年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。平成22年度に予算計上した町道1-17号配水管布設及び布設替工事について平成23年度に繰り越したので、地方公営事業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、報告第3号の細部説明をさせていただきます。

平成22年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書でございます。事業

名につきましては、町道1-17号配水管布設及び布設替工事でございます。
場所につきましては、鎌形地内でございます。予算計上額は、858万
3,750円でございます。翌年度への繰越額につきましては、同額の858万
3,750円でございます。

財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございまして858万
3,750円となるものでございます。

なお、繰り越し理由といたしましては、施工箇所の町道でございますが、
非常に幅員が狭小の場所がございまして、また地区の住民の方の唯一の
生活道路ということでございますので、住民の方の車両の通行時には工事
を中断をしながらの施工ということで、非常に作業時間の制約を受けること
によりまして、工事日数が必要となったために繰り越しをさせていただいた
ものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営
企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わ
ります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、承認第1号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと思いますと存じます。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものです。第2条及び第21条の改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を1万円引き上げ、50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円引き上げ、13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る限度額を2万円引き上げ、10万円から12万円とするものです。

なお、附則については、施行期日及び適用区分を規定したものです。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 医療分、支援分、介護分、それぞれ何人くらいふえてしまうのか。それと、金額がどのくらいふえるのか。もし計算されているようでしたら、お願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

試算が22年度をベースにしたものなのですが、基礎課税額が77

世帯、77 万円の増です。後期高齢者支援金等課税額 35 世帯、35 万円。
介護給付金課税額 20 世帯、40 万円の増ということで、合計いたしまして約
152 万円の増という、22 年度ベースにした試算になります。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。77 件、医療分だけにいるわけですか。

これは、医療分がふえて支援分がふえて介護分がふえていると、同じ人もかなりいると思うのですが、この3つを合わせて件数でいうと何件がふえたかというのはおわかりでしたら伺いたいのです。もし、これ 152 万円、ちょっと大きいなと思いながら聞くのですけれども、限度額を前のまま、要はふやさなかった場合に、何かペナルティーがあるのかどうか、おわかりでしたら伺いたいのですけれども。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

この世帯数がちょっとまちまちですけれども、ちょっとダブっている世帯数を把握しておりません。

それと、ペナルティー関係については、ちょっとわかりません。

あと、限度額をふやした原因というのは、今、厚生労働省のほうでは、協会けんぽが本人負担上限額で 93 万円なのです。それを目安に、厚生労働省ではこれに近づけようとしているということです。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ちなみに郡内の状況までお聞きしたいというふうに思います。限度額51万円あるいはそれ以下の町村もあると思うのですが、郡内の状況をまずお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、厚生労働省の通達で、被保険者の5%以内の場合は上げなくてもいいというような通達が来ているという話も聞いているのですが、もしその通達がわかったら教えていただきたいというふうに思います。

同時に、国保の場合は、試算だけではなくて人头割や資産割が含まれてきていますから、市街化区域内にある固定資産については、非常に高い部分が課税されるかなというふうに思うのです。そういう点では、国保税全体の人頭割や資産割がどの程度になっているか、もし試算ができていたらお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 ちょっと通達の関係は、私もちょっと見ておりませんのでわかりません、申しわけないのですけれども。

それと、比企郡内の状況ですけれども、郡内全部、限度額を引き上げるということで聞いております。

それと、資産割の関係ですけれども、その関係については、ちょっとここ

に資料がありませんのでわかりません。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 鳩山の場合はどうなっていますでしょうか。多分鳩山の場合は51万円にはならないというふうに思うのですが、鳩山の限度額をもし把握していたら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど厚生労働省の通達で、5%以内の場合は、あえて限度額を引き上げる、あえてというか、引き上げるかどうかは町村の判断という通達があると思うのですが、そういうふうな通達があるとなれば、この22年度の、先ほど課長が出した世帯の割合がどの程度になっているのか、それをきちっと把握をする必要があるのではないかなというふうに思います。もしそういうことであれば、国保運協にそれをしっかりかけていく必要もあるのではないかなというふうに思うのですが、そういうものというのが、何かこの手続上というか、これを上程する上でやられて、まず国保運協、そういう面では開いたのかどうか。

もう一つは、人頭割と資産割の部分では、嵐山町は2割、5割、8割ですか、所得によって軽減率が決まっていると思うのですがけれども、その軽減は、いずれにしても国の通達ですと、市町村で実施をするかどうかは市町村の判断というふうになっているというふうに思うのですが。少なくとも郡内では、その軽減率を、4割、6割の軽減をさらに拡大をしている市町村があるわけ

ですが、嵐山町はやっていないという中で、所得がなくて世帯の多い人たちや資産の多い部分については、軽減割合が低くなってしまう場合も出てくるという部分についての問題等々、やっぱり国保運協にしっかりかけてやる必要があったのかなというふうに思うのです。

いずれにしても、3月末の法改正であったにしても、税金の納付は7月からになると思うのです。だから、そういう面では、十分、国保運協で審議をする時間というのはあったのではないかなというふうに思うのですが、その辺も含めて、上程した経緯も含めてちょっとお話をいただきたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

鳩山町については、税務課サイドでも町民課サイドでもちょっと把握をしておりません。

それと、運協の関係ですけれども、これを、限度額を上げるに対しまして運協にはかけておりません。準則どおりやったということです。

それと、4割、6割、あと2割、5割、7割の軽減の関係ですけれども、郡内では多分小川町だけやっていて、あとは4割、6割を適用していると思います。

以上です。

○藤野幹男議長 よろしいですね。

清水正之議員。

○10番(清水正之議員) たしか鳩山は47万円だと思うのです。そういう点では、77世帯がこの今度の限度額で出てくると。

先ほど言いましたように、所得がなくても資産があったり家族構成が多くなった場合は、それだけ課税額というのは多くなるわけで、そういう部分では、前の議会でも税関係については、所得の関係については、課長のほうから年間所得そのものが毎年毎年落ちてきているという中で、この2割、5割、7割、近隣ではもうそれを実施している市町村もあるという部分では、やっぱりきちっと国保連協の意見を聞いて判断をする必要があったかなというふうに思うのですけれども、そういう点での厚生労働省通達の問題や人頭割、固定資産割が全体の課税額の中でどの程度占めてくるのか。そういう上に立って、軽減率をどう判断していくのかという問題を含めて、この限度額を設定する必要があったと思うのですが、その辺ができなかったという点についてはどう考えているでしょうか。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 お答えいたします。

国民健康保険の療養給付費等の支払いの関係と国民健康保険税と関連が多分にあるかと思うのですけれども、昨年、国民健康保険被保険者加入者の療養給付費の支払いが、前年に比較しまして前期に大変増加して、

大変厳しい状況にあったという中で、昨年においても限度額を医療分、それから後期高齢者支援分について、限度額をそれぞれ上げさせていただいたという経過がございました。そういう支払いに対応していくためにどうしても財源の確保をしていかなければいけないという中で、今年についても準則に沿って、国の示されたものを適用して税の改正を行ったというふうを考えております。

昨年において、国保の運営協議会が7月に開催されましたけれども、そのときに限度額を上げていくというようなお話もさせていただいているところだというふうに承知しております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員、どうぞ。

○10番(清水正之議員) この間については、国保運協が開かれていないということなのだと思うのですけれども、今の課長の答弁だと、限度額に対する、国保運協に対する問題というのは提起がしてあるというふうに思ったのですが。

○藤野幹男議長 7月に、今、ちょっと話したって言ったよね。

○10番(清水正之議員) だから、それは、その税務課長の答弁だと、この間、国保運協は開かれていないという答弁だったと思うのですが、最初の答弁として。だから、昨年7月でも、限度額の引き上げが、開かれているということであれば、提起がしてあるということであれば、国保運協の限度額に対

する考え方をちょっと示していただきたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 という質問なのですが、どう。

新井町民課長。

○新井益男町民課長 平成22年度の療養給付費の支払いの関係が大変厳しいという状況の中で、昨年の7月に開かれた、第1回目に開かれた国保の運営協議会において、限度額を上げていくというようなものを了解していただいたというような経過があるかというふうに思います。

税務課長がお話したのは、今年の4月以降に運営協議会を開いて、そこでされたかという問い合わせに対しては、平成23年度、まだ国保の運営協議会は第1回目は開かれていませんので、そういうことでご理解いただければ大変ありがたいかなというふうに思います。

以上でございます。

○藤野幹男議長 了解いただきましたね。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 承認第1号の専決処分の承認を求めることにつ

いて、反対をいたします。

質疑の中でも明らかになりましたように、今回の限度額の引き上げについては、しっかり国保連協の中でその資料を提示してしっかりした審議を求めるべきというふうに私は思います。そういう面では、厚生労働省通達についても十分把握がされていない。また、人頭割、固定資産割そのものについてもどのくらいのパーセントになるのかが示されていない。そういう中での国保連協の意見については、十分審議がされていないというふうに思います。

同時に、この不況の中での国保税の課税については、所得が低い人については、特に家族の多い世帯、それから固定資産、とりわけ市街化区域の中での固定資産の課税によって、国保税そのものが高額になる場合が含まれてきます。そういう点では、早く他市町村に倣って軽減割合を見直すべきというふうに思います。よって、今度の専決処分についての承認を求めることについて、反対をいたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例の一部を改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第2号についての提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき嵐山町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、承認第2号の専決処分について細部説明

を申し上げます。お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。

今回の改正は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として措置を講ずるものです。

附則第18条の7、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の改正。東日本大震災により、住宅や家財等について生じた損失について措置を講ずるもので、その損失額を平成22年分の総所得金額等、住民税においては平成23年度の住民税になります、この住民税から雑損控除として控除できることとするものです。平成22年分の申告は、今年の2月、3月に済ませています、その済ませている住民税から控除できることとするものです。また、所得税も同様に控除ができるものです。また、雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除し切れない損失についての繰越期間を3年から5年に延長するものです。

附則第18条の8、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の改正です。住宅借入金等特別税額控除、これは住宅ローン控除とも言いますが、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用できる

こととするものです。

附則第 18 条の9、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正。津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成 23 年度分の課税を免除する特例措置を講ずるとともに、東日本大震災により滅失、損壊した家屋、被災住宅とも言いますけれども、被災住宅の敷地の用に供されていた土地、これ被災住宅用地と言います、被災住宅用地を平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年度分については、住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の規定を適用するものです。

この住宅用地というのは、居住用の家屋が建っている土地で、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されていますけれども、小規模住宅用地は、200 平米までの部分で課税標準額が価格の6分の1の額とする特例措置であります。一般住宅用地は、200 平米を超える部分で課税標準額が価格の3分の1の額とする特例であります。これによって、固定資産税、都市計画税が軽減されるものです。

それと、特定被災共用土地についても課税標準の特例措置等の規定を適用し、今までは共有の固定資産税等については代表者が納付の義務を負っておりましたが、今回の改正により各共有者が被災共用土地の持ち分の割合によって案分した額について納付する義務を負うこととするものです。また、仮換地等に対する従前の土地が、特定被災共用土地である場合も同

様の措置等の規定を適用するものです。

なお、附則については、公布の日から施行するものと定められた期日から施行するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この条例改正で、多くは東日本の震災を受けて、津波を受けた地域がほとんどかなと思うのですけれども、嵐山町で当てはまる条文はどこになるのでしょうか。嵐山町で被災されたどんなものが当てはまるのか、あわせて伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

この間、清水議員さんの一般質問のときにもお答えしたと思いますが、嵐山町においても、かわらの一部損壊等ございました。それについては、附則の第18条の7において、雑損控除で所得税及び住民税の控除の対象となります。あくまでも、これは所得控除ですので税額控除ではありません。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、197件が対象になるということによろしいのでしょうか。

それと、その方々、これ基本的に、申告時に税務課のほうから、何らかのこういう控除があるのですよということをお話ししていただけるのか、基本的に申告制度ですので、本人が申告しない場合だめだと思うのです。そういう被災をされたその方たちへの連絡というものはどう考えているのか、伺いたしたいと思います。

○藤野幹男議長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

今回、議会が終わりましたら7月の広報には間に合いませんので、8月の広報等で周知はさせていただきたいと思います。それと、地域支援課のほうに、この間も申し上げましたとおり、区から被災者の名簿が上がっていると思うのです。それをちょっとお借りいたしまして、うちのほうでも名簿をつくりたいと思っております。その中で、また周知等させていただきたいと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 よろしいですね。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税
条例の一部を改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○藤野幹男議長 日程第6、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会
委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意
を求めることについての件でございます。

固定資産評価審査委員会委員、高木正好氏の任期が平成23年6月30日に満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。

高木氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、議案第23号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第23号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を制定することについての件でございます。

東日本大震災に際し、災害救助法の適用を受けた市町村で、被災者を支援する活動を行う場合の休暇上限日数の引き上げ及び対象地域の拡大を実施するため、本条例を制定をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 議案第23号の細部につきまして、ご説明申し上げます。

裏面をごらんください。今、町長から提案趣旨の説明がございましたように、東日本大震災に対処するための特例に関する条例でございます。嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項第21号の規定と申しますのは、ボランティア休暇の上限日数を定めておりまして、条例上は5日でございますが、東日本大震災に際し災害救助法の適用を受けた市町村で被災者を支援する活動を行う場合は、7日の範囲内の期間でボランティア休暇の取得を可能とするものでございます。

次の同号ア中以降につきましては、ボランティア活動の対象地域の拡大でございまして、東日本大震災の被災者を受け入れている地域も対象とするものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日でございまして、公布の日から施行するものでございます。第2項はこの条例の失効でございまして、平成23年12月31日限り、その効力を失うこととするものでございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第23号 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時06分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、議案第24号 嵐山町環境基本条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 24 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 24 号は、嵐山町環境基本条例を制定することについての件でございます。環境の保全及び創造について、基本理念及び施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するため本条例を制定するものがあります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤環境農政課長。

〔簾藤賢治環境農政課長登壇〕

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、議案第 24 号の細部説明を申し上げます。

この基本条例は、環境基本法第7条の地方公共団体の責務に規定する「地方公共団体は、基本理念にのっとり環境の保全に関し国の施策に準じて施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」という条文に基づき制定する

ものであり、関連条例のもととなる嵐山町の環境行政の基本となるものでございます。

条例策定の経緯につきましては、議会の環境保全審議会を経、答申をいただきましたものを町のホームページでパブリックコメントを求めたものでございます。

なお、この条例は、埼玉県環境基本条例や加須市及び坂戸市の条例等を参考に審議会でご検討いただいたものでございますけれども、審議中でも嵐山町の特色を入れていけないかという論議もございましたけれども、あくまでも嵐山町の環境の基本となる条例でありますので、どうしても総花的なものとならざるを得ず、前文の中に入れることとなりましたが、基本計画の中で十分検討してまいりたいと考えております。

この条例の構成でございますけれども、第1章として、基本理念と町、町民、事業者の責務を定めております。次に、第2章として、基本的施策として環境基本計画の策定等を規定しております。第3章は推進体制、第4章に環境審議会の設置等をうたっております。

第1章は総則として1条から6条でございます。第1条は目的でございます。この条例の目的を掲げてございます。2条でございますけれども、定義でありまして、この条例において使用されている用語の意味を定めたものでございます。3条でございますけれども、この条例の基本理念として「環境の保全及び創造の推進」を掲げたものでございます。4条、5条、6条につき

ましては、それぞれ、町、町民、事業者の責務となっております。

次に、第2章は基本的施策でございまして、7条から17条になってございます。まず、7条で環境基本計画の策定、8条は環境基本計画との整合、9条に環境報告書の作成等でございます。次に、第10条は規制等の措置、11条に環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進、12条は環境の調査、13条に環境教育及び環境学習の振興等、14条に自発的な環境保全活動の促進、15条は情報の提供、16条は町民の意見の反映、17条に地球環境の保全を求めています。

続きまして、第3章の推進体制でございますけれども、18条と19条でございますが、推進体制の整備、国、県及びその他の地方公共団体との協力をうたっております。

次に、第4章、環境審議会でございます、20条から27条になります。審議会の組織や任期、会長及び副会長、会議等を定めております。

そして、附則でございますけれども、この条例の中に審議会の設置を規定してございますので、環境保全条例の審議会に関する条文を削除するものでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第24号 嵐山町環境基本条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、発委第2号 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、発委第2号 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を制定することについて、ご説

明いたします。

この条例につきましては、一昨年の10月から文教厚生委員会での閉会中の特定事件として調査研究してきたものの結果になっています。

まず、いろいろなことを皆さんともう既に全員協議会などで説明していますので細かい点は説明いたしません、前文につきましては、つくるに当たって嵐山町の町民の方と8回ほど意見交換をしました。その中での言葉やその意味が多くこの前文に盛り込まれています。特に、緑と清流・オオムラサキが舞うというのが嵐山町の特徴であるというふうな形を皆さんがおっしゃっていらっやって、「緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例」というふうな名称になっています。この条例の名称につきましては、公募したものでございます。

章ごとに説明いたします。章は、第1章、1条、2条ですけれども、これにつきましては、嵐山町のこれからのまちづくりに関しては、低炭素型社会のまちづくりを進めて地球温暖化を抑えて持続的な地球環境をつくることを目的としたものです。2条は、それぞれ言葉の意味です。

基本的な考え方は、第3条から第7条になっていますが、これに関してはいろいろなものがありますけれども、大きな目標として、第4条で対策目標の中に、「嵐山町は、国や県と連携して、町のCO2排出量を把握し公表できるように努めます」というのが、嵐山町では一番最初にスタートしていかなくてはいけない大きな第一段階であると考えています。そして、その次に、そ

の対策目標をつくりながらまた別の形での施策で、第3章のほうに持っています。

第3章が8条から16条になっています。それぞれの施策を考えるに当たって、第4章のストップ温暖化対策委員会地域推進委員会を策定し、その中で第3章に掲げているものは具体的にどのような形につくっていくか、住民の皆さんから、委員の構成18条にあります、皆さんから成る委員会です。それについて策定していただき、その策定については住民の方に公表し、そして2年に1度その進捗について発表し、そして進捗についてまた町長のほうから議会のほうに意見を求めるという形で、町民と議会と行政とが連携して地球温暖化対策を進めていくという形になっています。

附則なのですけれども、この条例は、23年9月1日から施行します。そして、地域推進計画の策定については、24年度末までに策定します。これは、地域推進計画は、嵐山町ストップ温暖化地域推進計画委員会が策定し、そして8条におきます嵐山町エコシステムについても一緒につくっていただきますので、24年末までに作成します。

CO2の排出量の把握につきましては、今、電力及びガス事業者、これからのすけれども、事業者に協力いただきまして平成26年度末までに把握するようにするという事です。嵐山町全体のCO2の排出量が把握できるまでは、環境省が定める簡易策定マニュアルによってCO2の排出量を推定してCO2の削減目標を地域推進計画に定めるというふうな形になってい

ます。

以上、簡単ですが、説明といたします。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発委第2号 緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、議案第25号 嵐山町管理型浄化槽条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 25 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 25 号は、嵐山町管理型浄化槽条例を制定することについての件でございます。民間資金等の活用による町管理型浄化槽の設置管理を推進することにより、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、もって健康で快適な生活環境の向上を図るため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 25 号 嵐山町管理型浄化槽条例を制定することについての細部説明をさせていただきます。

まず、初めに、条例の第1条でございますが、この条例の趣旨でございます。生活排水による公共用水域の水質の汚濁を防止し、健康で快適な生活環境の向上を図るために管理型浄化槽の設置及び管理並びに分担金、増嵩経費、使用料等に関し必要な事項を定めることを趣旨といたしております。

次に、第2条でございますが、これにつきましては条例に使います用語

の定義を規定をしたものでございます。

次に、第3条につきましては、管理型浄化槽による処理を行う区域の規定をしたものでございます。

次に、第4条から第7条まででございますが、管理型浄化槽の設置申請に関する事項を定めたものでございます。なお、6条につきましては、その中でも土地の無償貸し付け、設置して管理をしていただく方から無償で土地の提供をしていただくという、その定めでございます。

次に、第8条でございますが、これにつきましては、浄化槽設置後の排水設備の設置及び管理に関する規定でございます。

次に、第9条、10条につきましては、工事に関する業者の指定あるいは工事の完了後の検査に関する事項を定めたものでございます。

次に、第11条につきましては、設置者からご負担をいただく分担金の徴収に関する事項を定めたものでございます。

次に、第12条、増嵩経費の徴収でございます。標準事業費を超える部分のご負担をいただくときの定めを定めたものでございます。

次に第13条、分担金の減免に関する事項でございます。

次に、第14条につきましては、浄化槽を設置した後の使用開始あるいは排出等に関する届けに関する事項でございます。

次に、第15条、排出の制限でございますが、汚水を排出する場合の制限の項目を規定をしたものでございます。

次に、第 16 条、17 条につきましては、浄化槽の使用料の徴収あるいは算定に関する規定でございます。

次に、18 条でございますが、使用料の減免に関する規定でございます。

次に、第 19 条、電気、水道料等のご負担をいただく定めでございます。

次に、第 20 条、これにつきましては、浄化槽の設置あるいは維持管理に伴うときに設置者から必要な資料を提出をしていただく、ご協力をいただくための規定でございます。

次に、第 21 条、保管義務でございますが、浄化槽を適正に保管をしていただき、さらに使用していただく規定でございます。

第 22 条、修繕費の関係でございますが、使用者または地権者等がその責に帰すべき事由によりまして修繕等が発生した場合には、費用の負担をいただくという、そういう規定でございます。

次に、第 23 条、既設浄化槽の寄附でございますが、従前から浄化槽を設置していただいている方からご寄附をいただくときの規定でございます。

次に、第 24 条、設置者の地位の承継でございますが、設置者が変更になるとときには地位を承継していただく、その規定でございます。

次に、第 25 条でございますが、25 条につきましては、管理型浄化槽の設置及び管理に当たりPFI推進法の第6条に規定する特定事業として推進をすると、その規定でございます。

26 条は、条例の施行に関して必要な事項を規則で定めるという委任の

規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

なお、今回、条例制定をお願いした中には、先ほど分担金あるいは使用料等の条項が入っておるわけですが、その金額等につきましては、今後下水道の審議会等に諮り、額の決定をさせていただき予定となっております。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ただいま説明ありました、この分担金あるいは使用料が、これ、どうして決まってから条例制定しなかったのか。ちょっと何か理由があるのでしょうか。

それから、増嵩経費についても、基準が、これも後ですよ。こういうのが決まらないで、要はもう要綱でやってしまうという形になるのだと思うのですが。やっぱり金額はきちんと示して出させていただくことが基本かなと思うのですが、ちょっとその前に理由を伺います。

それから、この使用料の算定で、16日以上と16日未満、17条です、この15日を境にしたというのは、何かというか、どういう理由でしたのか。下水道のようなやり方というのはとれないわけなのですか。水道使用量に基

づいて、その1割減でやるというようなことのほうが私はいいのではないかなと思ったのです。この辺の証明の仕方が難しいのではないかなと思うのですけれども、どのように本人、16日未満、以上というのを証明していただくのか、伺いたいと思います。

それから、うちは単独だとかくみ取りだとかでやった場合に、それは基本的なところなので、それは町が負担をして設置をするということによろしいのでしょうか。それから、これから新築の家も町が設置をするということによろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

まず、初めに、分担金使用料等の金額が定まっていないのに、定まってから条例制定をすればというお話でございますが、これにつきましては、条例の25条で「管理型浄化槽の設置及び管理に当たりPFI推進法の6条に規定する特定事業として推進をする」ということで。まず、PFI事業の手續に要する時間が、実際に実施をされているところの事例を見ますと1年近くの手続を要して、最終的な契約をさせていただいているというのが各自治体の実態のようでございますので。いずれにしても、24年度からPFI事業で実施をしていくとなると、今の時期にご審議をいただいて条例を制定させていただいて、PFI事業を推進していくという位置づけをいただきませんと、PFI事

業の手續に入れないというそういう事情がございまして、今回条例制定をお願いをしたところでございます。

大変、議員さんおっしゃるとおり、すべてのものが入った上でお願いをすればよかったかと思うのですが、そういう事情がございまして、大変申しわけないのですが、その辺のところをご理解をいただければと思います。

なお、分担金につきましては、実際にやられているところの条例を見ましても、条例の中に料金等のところも規定をしておるところもございしますので、そのところに、料金等が決まりましたらまたご審議をいただきたいと、そういうふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、条例案の 17 条のところの使用料の算定の件でございしますが、一月分を 16 日未満のときとそういうふうに分けたのはということでございます。使用料につきましては、基本的には月単位、月幾らというような形の利用料の設定をさせていただければと、他の市町村の事例でもそういうふうなところがございします。水道料金を参考に公共下水道の料金みたいな形での徴収方法もあるわけでございますけれども、実際に該当する地区の水道料の使用量等を見ておりますと、水道料使用量が公共下水の整備区域と比べると使用水量も低くなっておりますので、そういうふうなところで、月幾らとか、あとはそれを定めるときには、公共下水道の使用量等の代表的なというか一般的な家庭の水量等も積算もしながら、その辺を比較をしながら月単位のところで設定をさせていただければというふうには考えておりますので、そ

いう意味で一月の部分を16日未満というふうな形で分けさせていただければと。

それと、これの確認の方法ですが、いずれにいたしましても使用を始めるときには設置をしていただき、使用開始届、使用開始日がいつというふうなことの報告をいただきます。その日からの積算をさせていただくと、下水道についてもそのような形で、下水道整備ができて流せるような状態になった場合には、使用開始日というのを使われる方から申告をいただいておりますので、それに基づいて利用料の積算、区別をさせていただきたいなど、そういうふうに思っております。

それと、浄化槽を設置する場合に、まず新築の場合につきましても町設置型の手法で施主の方がよろしいということであれば、それはそういうふうなことでPFI事業者のところに申し込みをしていただき手続をしていただければ、そういうふうな形で当初から町設置型で使用していただくと、そういうことになります。あと、単独浄化槽については、当然転換でございますので、単独から合併浄化槽にかえていただく場合でございますので、それにつきましては建物等の増改築等を伴わなくても転換をしていただけるのであれば、当然その分についても積極的に事業に応募をしていただくと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 分担金等については、わかりました。

それで、新築の場合や単独やくみ取りの場合、そういう本人の申し出があればやりますよということであったわけですね。そうすると、これ町でやってもらえば本人は負担が少ないということはないわけなのですか。この条例だけで見ると、設置費に増嵩経費の徴収がありますけれども、一定以上かかった分は本人が負担するわけですが、それまでは、その分までは町が見るわけですから、本人にとっては、町に依頼したほうが得だというふうになると思うのですが、そういう考えでよろしいのですよね。ちょっと、その点伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

町にお願いをして設置をしたほうが有利なのかというご質問でございますが、今、個人で設置をした場合の個人負担の分につきましては、標準の事業費、かかる費用に対しまして約6割ぐらいの個人負担、ご本人にご負担を今いただいているわけです。この4割の中には町からの補助金等も当然入っているわけですが、6割ほどのご負担を今いただいているわけですが、今後この町設置型の浄化槽事業でありますと、その部分が約10%までで、標準事業費の10%程度のご負担でできるということ。

それと、あと増嵩経費の関係でございますが、基本的には標準の工事費につきましては、浄化槽の本体と流入側の1メートルの配管、それから流出

側の1メートルの配管、それとそれに伴うブロードのそういう機器類の部分が標準的な工事費ってことになりますので、例えば浄化槽の上に駐車場だとかカーポートなどを設置する場合には、当然浄化槽の上部を補強しておかないと車も乗せられませんということで、そういうふうな部分については個々の家庭によって状況が違いますので、その部分については増嵩の経費の部分というふうなことになろうかと思えます。そのように考えております。

○藤野幹男議長 ほかに。

質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 そうか、あったの。

柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 議長前向いて、次へ進めてください。

○藤野幹男議長 見ていましたよ。早く挙げて。

○6番(柳 勝次議員) 2人挙げていますから。

今の確認なのですけれども、新築の場合の負担金なのですけれども、これ「施行日が公布の日から」とありますよね。ということで、実際に工事等に入るのは24年度からというようなお話も聞いたのですけれども、では23年度中にもし新築した場合、今みたいな話が適用するのか。要は、1割負担で済むのかどうかということを確認したいと思えます。

それから、既成されている浄化槽、これは寄附等で、分担金は徴収しな

いということ、23条にあるのですけれども、では、どういうものが適用するかということ、この規則の中の18条にあるのですけれども、その中に「耐用年数が相当程度残っていること」とか、それから「規則の23条に適合すること」というような書き方がしてあるのですけれども、この辺の判断をどうするのか。特に耐用年数が相当数というのは、具体的に数字があるのかどうかということと、もしこれに適合しない場合は当然新しく入れたものと、要は寄附にはならないという考え方でいいのかどうか、確認しておきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁をお願いします。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

23年度に浄化槽を新規につける場合には、この条例の適用が受けられるのかということですが、24年度から実施ということですので、23年度中は従前の個人設置型の浄化槽の補助というふうな形で、従来型の対応をお願いをしたいということで、申請がありましたときには、新築の場合ですと当然つくられる方は完成時期が想定をされてこういう申請が出てくるということですから、それを24年度から始まるということで、そこまでお待ちいただけますかという、そういうわけにはいかないのだと思うのですけれども、こういう制度が24年度からは始まる予定で準備をしていますよというお話は当然させていただいた上で、従来型の補助なりをお使いいた

だくと。そういうふうにしてまいりたいと思っています。現実には、今現在も1件の方が申請をされております。数件の問い合わせも実際に来ておりますので、何件かはそういうことに該当する方がいらっしゃるのかなと、そういうふうには思っております。

それと、既設の浄化槽の寄附の関係でございますが、耐用年数が相当数残っていること、これにつきましては非常にあいまいな書き方だと思うのですが、浄化槽が、今、国だとか浄化槽協会等で耐用年数については、何年か前に、実際に耐用年数がどのくらいあるのかという実態調査をされておるようでございます。その調査の結果等を見ますと30年から40年近くたっているものでも、まだ現存として、維持管理が適正に行われておれば十分使用可能だというふうなことで、何年という数字にした耐用年数というのは示されておりませんが、今のところ、だから30年を目標にというのは、その辺で考えていると。国とかもそういうふうな話をしておりますので、これにつきましては、少なくともまだこれから実際には何年以上というのは決めていきたいとは思っておりますけれども、今現段階では、少なくとも30年の半分、15年ぐらいは耐用年数残っていないと。この事業も、PFI事業第1期が約10年を想定させていただいておりますので、それまでに耐用年数が来ってしまうようでは困るのかなと思っておりますので、少なくとも2分の1以上の耐用年数があるものということと、当然今まで管理を個人がしてきたいただいた状況等についても把握をさせていただいて、しっかりとした委託をさ

れて、またご自分で維持管理をしてきたというところも確認をしながら寄附を受けていくと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) わかりました。

では、再度確認なのですけれども、要は、目安として2分の1、耐用年数が残っていればということなのですけれども、残っていないという場合は新しいものと同じと、そう考えてよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それを新たに、だから入れかえというか、合併浄化槽なものですから、そのまま個人的にも管理をしていっていただく、寄附をしないというか。あとは、例えば耐用年数でいきますと、それを15年以上超えてしまった場合には、今までどおりその方に管理をしていただくしかないのかなとは思っているのですけれども。

○藤野幹男議長 わからなかったら、もう一回どうぞ。

柳議員。

○6番(柳 勝次議員) 要は、2分の1耐用年数が残っていれば寄附とみなす。ですから、分担金が要らなくなるわけですよ。それが2分の1残っていないという場合は、新しく入れた人たちと、人たちというか、そういう考え方でいいのかどうかというの。質問わかります。要は、くみ取りの人が新しく入れ

るわけです。そういう人と同じと考えていいのかどうかということ。2分の1残った場合。

○藤野幹男議長 では、大澤上下水道課長、どうぞ。

○大澤雄二上下水道課長 2分の1残っているのだから、本人がつくりかえとかを希望されるのであれば、その時点では受け入れざるを得ないのかなと。ただ、耐用年数ありますので、そのまま個人でやっていっていただいてもできる。そこに新たに希望をされて町が受けて、そうすると、だから応分の分担金なりというのは当然発生してくるわけですがけれども、それでも入れかえをするということになれば、そういうふうなことも検討していかざるを得ないかなと。今、その想定まで、私どもちょっと、耐用年数があるものをどうしていくかというまで、ちょっとそこまで頭が回っていなかったもので、申しわけありません。

○藤野幹男議長 関連して、副町長、何かありますか。

副町長、どうぞ。

○高橋兼次副町長 ちょっと補足をさせていただきたいと思うのですがけれども、耐用年数が今 30 年と想定されると。それが2分の1、例えば 20 年たっていたといったときは、町として、それを寄附を受けられないと。ただ、そこで本人がどう考えるかと。あと 10 年は使えるわけです。そのまま個人が使っていくか、あるいはここで町設置型に転換をするか。町設置型転換しても1割負担ですから、そこは個人がどう判断するかと。このまま 10 年あと使って

その後やりかえるか、あるいはその時点で町設置型に転換するかというのは、個人に判断をしていただくようになるのかなと基本的には思っています。

○6番(柳 勝次議員) わかりました。

○藤野幹男議長 ほかにありますか。

第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 今のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、私の住んでいるところは20年なのですけれども、30年の半分が残っていればということですからうちは対象にはならないので、あと10年はきっちり自分で管理していこうと思うのですけれども、例えば、それであと20年全然壊れないで20年後に設置型にかえたいと思ったときには、この事業って20年やるのですよね。まず、最初の10年で500基を目標にして、あと残りの10年であと500基を目標にする20年の事業だったか、ちょっと確認をいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

まず、1期目として10年間を考えているということです。その後、この間もお話がありましたように1,000基以上ありますので、あと10年はやっぱりかかるのではないかなと。ただ、いつまでもこの市町村設置型というのが、国あるいは県の補助がどうなっているかというのもございます。したがって、

できるだけ短期間ですべての方が転換ができれば一番いいわけでございます、それには、この事業でやれば本人負担も本当に少なくて済むから、ぜひ早目にやったらいかがですかというような形になってくるかなと。町も説明会等やっていますし、仮にPFI事業の施工者になれば、これはPFI事業の施工者が営業活動するわけなのです。おたくはどうですかとかというような形をとっていけば、やっぱりできるだけ早い時期に、この間のアンケートでもありましたように、おおむね8割ぐらいの方は何とか早くやっ払いこうというようなこともございました。したがって、今耐用年数のお話も出てきておりますけれども、どこかの時点でやっぱり個人も決断をしていただいて、この際だから町の設置型に乗ってやるのが一番いいのだという判断をしていただけるのかなというふうに思っております。したがって、この10年でどこまで行けるかというのは一つの試金石みたいになるのかなと思っていますけれども、我々の感覚ですとかなり進んでいくのかなと。今まで100万円の60万円自分で出していたというのが、仮に10万円ぐらいでなると。

そして、今回、特に今県が力を入れておりますのは、浄化槽本体から排水設備のほうの一定の負担を県が補助していったらどうかというものもあるわけでございます、なるべく早くこの事業に乗ったほうが個人的な負担もかなり少なくなるのかなというふうに思っております、その辺についてはアンケートの中で、「実際にどうなるかわかんないんで、今のところ何とも言えません」という意見も結構ございました。したがって、この条例が決定してい

ただ、そして先ほど使用料のお話も出ましたけれども、これもよその例もごございますので、できるだけ早く一定の方針を出しながら審議会の意見をいただいて、この条例改正もまたしていくということになるかと思えます。そういうものを受けて、町も積極的に町民に対して啓蒙活動して、ぜひこういう事業に乗って1件でも多く浄化槽が進めば一番いいのかなというふうに、その辺はしっかりやっていきたいなと基本的に考えております。

○藤野幹男議長 畠山議員。

○1番(畠山美幸議員) お話はよくわかりました。

それで、増嵩経費なのですけれども、文化村に関しましては、山を削った中にタンクが入っている状況なので、例えば、もうでは私やりますということで、中を全部くり抜いてもとの浄化槽を出すという仕事をして、また新しいものを埋めるということになりますと相当経費がかかるのですが、12条のところを見ますと「増嵩経費の全部または一部を徴収すること」とありますが、もし、やっぱり出したり入れたりという作業に関しては全部個人負担になりますか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 その辺も県の補助の中で既存の浄化槽をどうするかというのをごさいます。したがって、もう少し具体的になれば、その辺もはっきりしてくるのかなと思っておりますけれども、ただ、増嵩経費というのは個々において全くいろんな条件が違いますので、そういうものをすべて、ここまで

は個人でやってくださいとか、あるいは一部負担をしてくださいとかいうのは、なかなか難しい問題もあるのかなというふうに思っております、やっぱり事業を進める中でいろんなケースが出てまいります。したがって、その辺についてはいろいろ先進地の事例もございますので、町としてどういう方向で行ったらいいかというのも一定の方針を出していきたいなど、基本的には考えております。

ただ、基本的には増嵩経費、そのお宅によってかかる費用は個人にお願いをするというのは大基本かなというふうには、基本的に考えております。

○藤野幹男議長 次に、安藤議員。

○11番(安藤欣男議員) 1点だけお伺いいたしますが。

その前に、下水道区域外の下水道事業がようやくここまで進展できたなということで、しかもPFI方式ということでございますので、研究の成果を高く評価をしたいと思っております。

いろいろご質問があったわけですが、私は1点だけ、字句の問題なのですが、20条のところなのですが、「管理型浄化槽が設置されている土地について権原を有する者(以下「地権者等」)」となっているのですが、そのこういう表示にした理由が何なのか。普通、権利とか権限だと「げん」が違うのではないかなというふうな思いがするのですが、ちょっと今見たらこんな表示なので、その辺どうなのですかということ、極めて初歩的なものですが、よろしく願います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

〔何事か言う人あり〕

○藤野幹男議長 失礼いたしました。

では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

例えば土地の所有権だとか土地の借地権、こういうのを一般的に字はこう書いてございますけれども、「けんばら」というふうに表示をするのです。権限とかそういうのではなくて、土地の所有権だとか土地の借地権というのは、一般的に法律用語というのだと思うのですけれども、「権原を有する」ということなので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。そういう意味です。

○藤野幹男議長 河井議員。

○7番(河井勝久議員) もう一点お聞きします。

10年間のスパンを設けてという形で合併浄化槽に設置されているわけでありましてけれども、一つ衛生組合の関係で、これからどうなっていくのか。100%単独浄化槽も残るものは残るとは思うのですけれども、あるいはやむを得ずという形でくみ取りも残ると思うのですけれども、衛生組合に、そういう形になってくると、これも処理はしなければならないと思うのですけれども、搬入がかなり減ってくるだろうというふうに思っているのです。そういう形になってくると、今後この小川地区の衛生組合の関係の中で、処理状況の

処理関係がかなり少なくなってくると、その辺のところでの町の分担金なり負担金の割合が変わってくるのかどうか。その辺のところについて、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

今、町で公共下水道を進めておりますので、そういう問題は当然起こってきております。したがって、今のくみ取りが浄化槽に転換していけば当然くみ取りの処理量というのは落ちてきます。ただ、浄化槽ができるということは、引き抜きの汚泥出ますので、これを処理場で処理をしています。したがって、その辺は、小川地区衛生組合で浄化槽やっているところもございますし、公共下水道やっているところもございますし、集落排水やっているところもございますので、その辺は敏感に衛生組合も察知しております。当然、町が持ち込むし尿の量が減ってくれば、その分の負担金というのは減ってきます。全体の経費が下がってきますから。したがって、この辺については、衛生組合、今度嵐山がこういうのを始めるよというふうになれば、その辺については、今後全体の処理量というのがどういうふうになっていくのかというようなこともございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、し尿というのはだんだん少なくなるけれども、浄化槽汚泥というのは、これもまた定期的に出てくるのでござい

ますので、その処理のほうにだんだんシフトしていかざるを得ないのかなというふうに基本的には思っています。

したがって、その辺は余りご心配なせずに、我々もきちっと調整をしながらやっていきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 ほかにございますか。

第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) そうすると、さっき川口議員さんがお聞きしたのですけれども、この分担金の概念というのは、例えば槽によって幾らというようなどらえ方でいいのかどうかということと、それから処理区域ですけれども、下水道区域外をすべてその10年間の中に対象にして、例えば北部方面とか南部とかということではなくて、町全体を処理区域として取り扱っていくようになる、10年間を、いくのかということをお尋ねしたいと思いますけれども。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

分担金の概念ということでございますが、分担金につきましては、浄化槽、5人槽、7人槽、10人槽等々がありますので、槽ごとに分担金については設定をしていきたいなど。他の市町村においても、そのように実施をしているところが多くあるように思いますので、そのようにしていきたいなどと思います。

それと、処理区域の設定の仕方でございますが、処理区域につきまして

は、公共下水道の処理予定区域以外の部分すべてを処理区域として実施をしていきたいと、そういうふうに思います。

ただ、整備をしていくのには、一つの考え方としては、ある地区を集中的にとか、そういうふうなモデル地区みたいなのが設定をさせていただけるのであれば、そういうところも中心に、それと全体的な事業展開もあわせて両方でやっていければ整備率が上がっていくのかなと、そういうふうには考えておりますので、その辺についても十分検討をしてみたいと思います。

○藤野幹男議長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 25 号 嵐山町管理型浄化槽条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時 30 分からといた

します。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時32分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第11、議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町環境基本条例制定に係る環境審議会委員及び緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例制定に係るストップ温暖化推進委員会委員を別表に加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 では、提案説明が終わりましたので細部説明をお願いいたします。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第 26 号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。条例の別表を改正するものでございまして、別表第1中の 40、環境保全審議会委員を改正後は環境審議会委員と改めまして、この次に、41 として、ストップ温暖化推進委員会委員を加えまして、改正前の 41 以降につきましては、1つずつ繰り下げるものでございます。

附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 説明及び細部説明が終わりましたので質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 26 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を条例のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 12、議案第 27 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 27 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 27 号は、平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,579 万 5,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 59 億 2,079 万

5,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第 27 号の細部につきましてご説明申し上げます。

12、13 ページをお願いいたします。初めに歳入でございますが、第 14 款国庫支出金の保健衛生費補助金 28 万 8,000 円の増額につきましては、40 歳から 60 歳までの5歳間隔の節目の方への大腸がん検診事業の追加補助分でございます。

次の県支出金の民生費県補助金 650 万円の増額につきましては、新規 2事業の 10 割補助分ございまして、高齢者と地域のつながり再生事業費補助金 350 万円及び児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金 300 万円でございます。

教育費県補助金 300 万円につきましては、生徒指導における小中一貫推進モデル事業補助金ございまして、県内8市町で実施するものでございます。

15 款県支出金の教育費委託金 39 万 7,000 円の増額につきましては、

発達障害児への巡回相談等の委託金として24万7,000円及び理科支援員を配置することに対し15万円でございます。

18款繰入金の財政調整基金繰入金4,500万円につきましては、財源調整のため繰り入れるものでございまして、取り崩し後の財政調整基金の残高は2億200万円となるものでございます。

16、17ページをお願いいたします。歳出でございますが、各課にわたります、4月の人事異動に伴います職員配置により、人件費の増減がございます。補正後の人件費の総額は593万1,000円の減額となるものでございます。

18、19ページをお願いします。第2款総務費の庁舎管理事業の消耗品104万1,000円の増額でございますが、節電対策の一環といたしまして、庁舎内の非常灯をLED電球に交換するものでございます。

次の工事請負費105万円につきましては、庁舎1階南側にグリーンカーテンを設置する費用でございます。

20、21ページをお願いします。第2項徴税费の町税還付事業の還付金4,195万8,000円につきましては、株式会社松屋フーズが固定資産税、償却資産分でございますけれども、これを修正し、申告したことに伴いまして、平成18年度から平成21年度分までを還付するものでございます。

なお、平成22年度分につきましては、既に還付済みでございます。

22、23ページをお願いします。第3款民生費第1項社会福祉費の地域

包括支援センター事業 350 万円の増額につきましては、支え合いマップシステムを導入する経費でございまして、データ入力委託、システムソフト、パソコンサーバー等を購入するものでございます。

24、25 ページをお願いします。第2項児童福祉費の育児支援相談事業 307 万 1,000 円の増額でございしますが、乳児体重計あるいは身長計の購入、児童虐待等相談記録データベースシステム一式及び訪問用軽自動車、これらを購入するものでございます。

26、27 ページをお願いします。第4款衛生費第1項保健衛生費のがん検診等事業 53 万 9,000 円の増額につきましては、補正理由にございまして、働く世代の大腸がん検診推進事業が今年度より新設されまして、40、45、50、55、60 歳の方を対象に無料クーポンを配布いたしまして、大腸がん検診の強化を図るため補正するものでございます。

32、33 ページをお願いします。第10款教育費第1項教育総務費の生徒指導における小中一貫推進モデル事業 327 万 5,000 円につきましては、小中連携した教育相談体制を確立し、非行問題行動等の根絶を図るモデル事業でございまして、主なものは臨時職員賃金、教員資格を持った臨時職員ということでございますが、262 万 7,000 円でございます。

次に、36、37 ページをお願いします。第6項保健体育費の学校給食運営管理事業 153 万円の増額につきましては、学校給食センター所長報酬7月分から3月分までの9月分でございまして、153 万円でございます。

最後に、13 款予備費でございますが、62 万 7,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 1,959 万 1,000 円とさせていただくものでございます。

38 ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、18、19 のこの庁舎のグリーンカーテンの件なのですが、きのうちちょっと私質問も落としてしまいました。1階に設置するということですよ。どんな植物をこう植えるのかわかりませんが、ゴーヤなど、毛呂はたしか3階ぐらいまで行っているという、私も見に行ったことあるのですけれども、一昨年ですか。結構高くまで伸びるわけですよ。2階、ここは1階が高いですから、せめて2階ぐらいまで届くのではないかなと思うのですが、そのほうが効果が大きいと思うのですけれども、どうして1階だけにするのかを伺いたいと思います。

それから、デマンドタクシーで22、23 なのですが、75 歳以上で免許を持っていない方が条件ですよ。一つはこれ、人数は何人くらいに、対象になるのでしょうか。

それから、年齢はわかっても、免許を持っていないという人の把握の仕

方、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

それから、次のページの児童虐待で自動車を購入するということですが、軽自動車ということで聞いているのですけれども、軽自動車にしても73万円で購入できるのかなと思うのですよね。もう少ししてしまうのでは、諸費用など入れるとしてしまうのが普通ではないかなと思うのですけれども、73万円で購入できるのでしょうか。

それから、32、33の小中一貫校なのですが、ただいまの説明ですと、非行問題等を改善するためということなのですが、小中一貫校にした場合、そういうものが、中1になって、いろいろ環境が変わって、不登校だとかが発生しやすいという状況がわかっているのですけれども、そういう不登校などもあわせて非行問題等が一貫校にした結果、改善するという傾向か結果が出ているのでしょうか。小中一貫校というのは、私立では結構やっているのだと思うのですが。

〔「一貫校ではない」と言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) では、一貫校ではないですよ、一貫推進ですよ。それはでは、いいですけども、いいですって、余りよくないですか。一貫を推進していく中で、そういういろんな問題が改善されてきているのでしょうか。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

グリーンカーテンの件でございますけれども、今、私どものほうで考えておりますのは、ゴーヤあるいはヘチマ、アサガオ、そういったツル性の植物、それを植栽して、植栽というか、植えていきたいというふうに思っています。それが、植えてみなくてはわからないわけですが、2階まで届けば2階まで行くような形になればいいなと思っておりますけれども、今のところ、1階の排煙窓、その辺まで伸びてくれればいいなというふうに思っています。2階は窓があきますので、窓をあければ風も入ってくると。1階は今申し上げましたように排煙窓しかあきません。

ただ、昨年ですか、一昨年ですか、遮光・遮熱のフィルムを張りました。それを張っただけではまだ暑いという部分もございまして、今回グリーンカーテンを考えたわけでございます。そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の高齢者外出支援タクシーの対象人数はというご質問かと思えます。今回の事業につきましては、75歳以上の免許をお持ちでない方が対象となりますが、それ以外に対象となる規定がございます。介護保険

等の施設に入所をされている方、入院中の方、また障害者の福祉タクシーの対象となる方、こういった方については除外をするということになっております。

町内の75歳以上の方から、ただいま申し上げた方及び免許を所有する方、こういった方を除きますと、およそ1,200人が対象かと考えております。

また、2点目の免許を持っていない方の把握の仕方というご質問ですが、今回のこの事業につきましては、まず申請時に自己申告をしていただくというようなことで考えております。その申請書の中に、「免許については未取得です」あるいは「免許を返納いたしました」、こういったことを記載をしていただくというようなことで考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、最初に、育児支援相談事業の自動車の購入が73万円で購入できるかということなのですけれども、一応、既に見積もりを徴してございまして、軽自動車の4ナンバーなのですけれども、一応買える予定です。

それから、小中一貫校にした場合に不登校が改善できるのかということなのですけれども、先ほど議員さんのほうからお話がありました、小学校から中学校に上がって不登校が多くなったりするということなのですけれども、それを中1ギャップといいまして、小学生から中学生になったことがきっかけ

となり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象ということです。今回の小中一貫支援事業を、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、県内8市町村で、町は嵐山町だけなのですけれども、今回モデル事業として指定を受けました。

それで、それによって、補助を受けることによって、人員の配置ということで小中学校の教員の授業を代替するために非常勤講師を配置しまして、これによって本務職員の授業時間数が軽減されることによりまして、その時間を利用して、小学校からは中学校へ、また中学校からは小学校の授業に教員が参加する時間をつくれます。

そういうことによって、小中学校の教員の交流、また意識改革を行いまして、さらには児童生徒の交流も行いまして、それによって、児童生徒が交流することによって、中学校の学習や活動について聞くことができることによって進学への不安が解消される、それによって不登校が減ってくるというようなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 よろしいですね。ほかにありますか。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 1点お聞きいたします。27 ページの大腸がん検診の関係なのですけれども、検診内容、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども、金額的な、この金額ですから、どんな検診になるのかなと思うのですけれど

も、単なる検便だけの検診なのか、内視鏡までの検診になるのか、そこを聞いておきたいと思います。

それから、これは受ける場合の指定医というのはすべて決まってしまうのでしょうか。

それから、年齢の有効期限がどこまで、例えば 40 歳、45 歳、50 歳、55、60 歳という形で、例えば年齢に、誕生日に達する前までに、クーポン券を出して、それで誕生日を過ぎた時点、あるいは誕生日から受診ができるようになるのか、あるいはその前にクーポン券を発行する、それでクーポン券の有効月数ですか、どのぐらいの月数をおいて、例えば 40 歳の制限なら 40 歳を過ぎた場合には受診ができないとか、そういうものがすべて決められての関係になっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 お答えいたします。

大腸がん検診につきましては、内容といたしますと、議員さん先ほどお話がありましたとおり、検査キットでもって検査をするというふうな検査でございますので、本当に簡易的な検便というのでしょうか、そういった形の検査でございます。

それから、指定医の関係ですけれども、今年度は初めてのこういった事業でございます、嵐山町では集団検診のときに、あわせて行う形をとろうと

いうふうな計画を持っております。

それから、年齢の基準といいますか、どういう方が対象になるかということですが、4月1日の時点での年齢というふうになっておりまして、4月20日現在の住民登録のある方というふうになっております。

そして、検査する有効期間といいますのは、今年度いっぱいということで来年の3月31日までに受診をしていただくというふうな形になっております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。失礼いたしました。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、その期間だったら、それでもう受けられると。例えば受けた場合には、この保険証等の正確な年齢やなんかを提示するとか、その写しを必要とするとか、そういうことにはなるのでしょうか。そこを聞きたいと思っておりますけれども。

○藤野幹男議長 では、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 無料クーポンのほうが配られまして、それをお持ちするというふうな形になりますけれども、その交付の際に、保険証ですとか免許証で本人確認を行っております。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 33ページなのですけれども、生活指導におけ

る小中一貫推進モデル事業のことなのですが、これとて面白い事業だなと思うのですが、これは1年間だけで終わってしまうと、それが継続するには臨時職員の経費というのがないと今の状況だとできないと思うのですけれども、来年度、再来年度という形で。そういったものをモデル事業なので1年間だけなのだろうなというふうに思うのですけれども、それをどういうふうに、多分いい、すごくいい事業だなと思うのです。それはどういうふうに確保していくのかというのと、QUアンケート、このQUアンケートというのを調べてみましたらなかなかおもしろいアンケートだなと思ったのですが、これも、毎年毎年こども、学級崩壊を防ぐためにある程度のアンケートをして、先生たちがその子供の動向を調べていくというふうな形で、1部 300 円というところまでわかって、いろいろ書いてあったのですけれども、それについても、やっぱりこれ、毎年毎年やっていくというふうな形のほうが効果的なのかなと思うのですけれども、それはどのように今後考えていくのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 渋谷さんお話しのように大変ありがたい事業で、県の新規事業ですね。それで、昨年暮れに県からそういうお話があって、立候補たくさんあったのですけれども、7つの市と、町では、嵐山も立候補したのですけれども、ご配慮いただいてこの事業受けられると。これはモデルですから、モデルにも1年のモデルと2年のモデルと、かなりの期間を切ったモデ

ル事業ありますけれども、県、初めてですので、今年この8つの市町でやった実績を踏まえながら、恐らく、もう少し枠広げるとか、そういうことになるの
だろうと思いますけれども、私どもとしたりせつかく事業受けたので、ぜひ延
長を県に要望していきたいと。ちょうど菅谷小学校、菅谷中学校ということ
モデルにしたのです。小学校の子供が全員そのまま何メートルか離れた道
路に、全員が、子供が同じ子供が中学校になる、保護者も同じ、地域も同じ
と、これ最高のケースだと思ひまして。それで、さっき課長からあった中1ギ
ャップという、同じ子供が同じく、だから、小中の交流を先生方も、小学校の
先生も中学校へ行って子供たちに教える。中学校の先生も、小学校でどん
な授業やって、どんな生徒を指導していくか、お互いにやる。その補充する
人件費というのがほとんどです。

それから、渋谷さんおっしゃった検査ですけれども、子供たちの人間関係、
そういうものを調査するのですけれども、これもできれば続けたいと思うので
すけれども、かなりお金もかかりますし、この成果は、一つは人間関係の調
査をすることで、それが本当に、具体的な子供の把握だとか指導に生かせ
るかどうかと、まさにモデル研究してみて、それが成果があるならば県の事
業が終わっても、町単独でできるものならやっていければと、そういう考えで
います。いずれにしても、4月から始まったばかりですので、この成果に大い
に期待をしております。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 27 号 平成 23 年度嵐山町一般会計補正予算(第1号) 議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 13、議案第 28 号 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 28 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。今回の補正予算は人事異動に伴い、人件費を増額するため、予備費で調整するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第28号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第14、発委第3号 嵐山町議会基本条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、嵐山町の議会基本条例について提案をいたします。

提案の前に、この間、この議会基本条例を制定するに当たって、議員の皆さんには非常にご尽力いただきました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。この議会基本条例に当たっては、とりわけ地方分権の時代になって、二元代表制のもとで開かれた議会という観点から、この間、基本条例の制定に当たりました。

それでは、基本条例の中身について提案をさせていただきます。基本条例については、前文で、先ほど言いましたように、地方分権の時代の中で開かれた議会及び住民参加を推進する議会を目指して活動すべき姿を定めるということで提起をいたしました。

条文については、1章から9章までであります。

第1章、総則については目的を制定をいたしました。

第2章は、2条から5条までの条文であります。

第2章については、議会及び議員の活動原則を定めたものです。2条は議会の活動原則、3条は議員の活動原則、4条は議会改革の推進、第5条は会派であります。

第3章は、6条、7条から成り立っています。6条は町民参加及び町民との連携について、7条は情報公開の充実を提起をいたしました。

第4章は、行政と議会の関係であります。条文は8条から11条で成り立っています。第8条は町長等との関係です。第9条は議会審議における論点情報の形成。第10条は政策立案及び政策提言。第11条は議決事項の追加であります。

第5章については、12条から14条で成り立っています。第5章については、議会の適正運営として、第12条が議会運営、第13条が議員間の自由討議、第14条が委員会であります。

第6章は、議会の権能強化として、15条から19条で成り立っています。第15条は議会の権能強化、第16条は調査研究機関の設置、第17条は研修及び調査研究、第18条は交流及び連携の推進、第19条は議会事務局の体制整備であります。

第7章は、20条であります。第7章として政務調査費、20条に規定をいたしました。

第8章は、議員定数、議員報酬、政治倫理であります。条文については、21条から23条であります。21条に議員定数、22条に議員報酬、23条に

政治倫理として規定をいたしました。

第9章は、最高規範性で見直し手続であります。条文については、24条、25条であります。24条に最高規範性、25条に見直し手続を規定をいたしました。

附則として、この条例については、23年10月16日から施行するとしたものです。同じく、議会にある嵐山町議会の議決に付すべき事件を定める条例については廃止をするという内容であります。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発委第3号 嵐山町議会基本条例の制定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第15、発委第4号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 それでは、ただいま可決されました基本条例に基づきまして、会議規則のほうの変更が必要なため、会議規則の一部を改正するものであります。

それでは、お手元の会議規則の一部改正の改正表を見ていただきたいと思いますが、もう既に特別委員会等で十分皆さん方、ご審議されているとおりなのですけれども、この表のゴシックで書かれたところが改正になっているものです。

51条の2項並びに59条の1項、2項、3項、それから一番下の63条につきまして、これは基本条例の第3条並びに13条に自由討議の条文がございます。その条文に基づいて変更するものです。

それから、62条の2項が追加になっておりますが、これは基本条例の第8条に反問権の条文があります。それに基づいて制定されたものであります。

そして、附則ですけれども、この規則は基本条例と同じ、本年10月16

日から施行することになっております。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発委第4号 嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

報告第4号 専決処分の報告についての件、報告第5号 専決処分の報告についての件、議案第29号 工事請負契約の締結について(七郷小学校体育館改築工事)の件、議案第30号 工事請負契約の締結について

(菅谷中学校体育館改築工事)の件、発議第2号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書の提出についての件、発議第3号 子どもの放射能被曝暫定基準(年間1~20 ミリシーベルト)の撤回を求める意見書の提出についての件及び発議第4号 政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

〔「議案配付があるので長目に」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 議案配付等ありますので、少し長目に休みます。よろしくお願ひします。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時36分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第16、報告第4号 専決処分の報告についての件を

議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、専決処分^{（一）}の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第4号の細部につきましてご説明申し上げます。

めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。3の事故概要でございますが、平成23年3月30日水曜日午後7時00分ころ、相手方坂戸市の萩原敏彦さんでございますが、自家用車で町道1-15号を走行中、笛吹峠公衆トイレ手前の町道上の陥没部に左前輪が脱輪し、パンクしたものでございまして、軽自動車のタイヤ1本が破損したものでございます。

損害賠償の額でございますけれども、2,639 円でございます。

当該案件につきましては、議会から専決処分事項といたしまして指定を
いただいておりますので、地方自治法第 180 条に基づきまして、6月1日に
専決処分をし、6月 15 日に相手方へ損害を賠償する予定でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で措
置されるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 本件につきましては、地方自治法第 180 条第1項の規定
による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わり
ます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第 17、報告第5号 専決処分の報告についての件を
議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきましては、提案の趣旨をご説明申し上げま

す。

報告第5号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 報告第5号の細部につきましてご説明申し上げます。

別紙をごらんいただきたいと思います。3の事故概要でございますが、平成22年10月16日土曜日午後4時15分ころ、相手方東松山市の宮下寿子さんでございますが、自転車で千騎沢橋付近の町道鎌形364号線を走行中、横断側溝のふたとして設置してありますグレーチングのすき間に後輪が挟まり、転倒し、負傷及び自転車が破損したものでございまして、右手親指の根元を骨折されまして、手術を伴います入院3日間、リハビリのための通院22日間、自転車のパンク及びライトの修繕の費用等といたしまして、損害賠償の額は32万9,545円でございます。

当該案件につきましては、議会から専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第180条に基づきまして、6月1日に

専決処分をし、6月15日に相手方へ損害を賠償する予定でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で措置されるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) お聞きします。

この場所なのですが、多分私が思っておるところと同じだというふうに思うのですが、千手堂のほうから千騎沢橋を渡りまして、左右に分かれます、桜堤、その右側のほうに曲がって坂を少し下がったところだと思うのですが、そこでよろしいでしょうか。まず、それだけお聞きします。

○藤野幹男議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 長島議員ご指摘の場所でございます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 最近、町のほうで、この後よく見ていただきたいというふうに思うのですが、最近、あそこ交通量が非常に多いのですよ。それで、道路を横断したグレーチングですから、どうしてもばかばか、ばかばかこれ浮いてきてしまうのですね。ですから、あそこをグレーチングというのはなかなか難しいでしょうから、今後ちょっと検討して見ていただいたほうがいいのではないかなと思ひまして、ご注意申し上げるところですが。

○藤野幹男議長 はい、要望でいいですね。ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第18、議案第29号 工事請負契約の締結について（七郷小学校体育館改築工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号 工事請負契約の締結の件でございます。七郷小学校体育館改築工事の施行に関し、古郡建設株式会社と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田教育委員会子ども課長。

〔内田 勝教育委員会子ども課長登壇〕

○内田 勝教育委員会子ども課長 それでは、議案第 29 号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、契約の目的でございます。七郷小学校体育館改築工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、一般競争入札でございます。

次に、契約の金額でございますが、1億4,868万円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては708万円でございます。

次に、契約の相手方でございますが、深谷市稲荷町2-10-6、古郡建設株式会社代表取締役古郡栄一氏でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、参考資料の説明をさせていただきます。

工事名、先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

施設の概要でございます。構造、階数は、鉄骨づくり、平家建てでございます。建築面積755.747平方メートル、延べ床面積698.392平方メートルでございます。

外部仕上げでございますが、屋根はカラーガルバリウム、鋼板縦ハゼふきで、厚さ0.4ミリでございます。カラーガルバリウムというのは、アルミと亜鉛の合金をメッキした鋼板のことで、給食センターの屋根に使用したものと同じでございます。

外壁につきましては、腰壁がALC板の100ミリの複層塗材E吹付でございます。ALC板というのは、給食センターの外壁と同じものですが、軽量コンクリート板ということで、これに合成樹脂系のものを塗装していくというものでございます。

壁につきましては、カラーガルバリウム鋼板のリブ状サイディングボードの15ミリでございます。

続きまして、内部仕上げでございますが、主立ったものにつきましてご説明させていただきます。

アリーナにつきましては、床はラワン合板15ミリ捨貼の上、ナラフローリング18ミリとありますが、15ミリのラワン合板を張った上に18ミリのナラフローリングを張るというものでございます。

次に、壁ですが、腰壁部につきましては、石膏ボード合板12.5ミリを張った上に県産材の12ミリの杉羽目板を張るというものでございます。

また、壁につきましては、有孔シナ合板5.5ミリ、目透し貼ということで、穴あきのシナ合板を目地にすき間を設けて張るということです。

天井につきましては、鉄骨部あらわしEP-G塗装ということで、鉄骨がむ

き出しで、つやあり合成樹脂エマルジョンペイントを塗るということでございます。

次に、ステージであります、床と天井につきましてはアリーナと同様でございます。

壁につきましては、12.5ミリの石膏ボードの目透し貼ということでございます。

以下、放送室、エントランスホール、廊下、ギャラリー等ございますが、ごらんいただきたいと思っております。

次に、2ページの下の方から工事の概要になります。

建築工事、外溝工事、解体工事等いろいろ工事がございますが、ごらんいただきたいと思っております。

なお、議会からのご要望について、地球温暖化対策建築の配慮としまして、埼玉県緑化基準値を満たしつつ、新設建物の壁面緑化で緑地空間を確保しております。

太陽光発電につきましては、屋根面に太陽光パネルを設置し、エントランスホールにディスプレイを設置し、「現在の発電電力」、「本日の発電電力量」の表示を行います。

LED照明の活用につきましては、エントランスホールにLED照明器具を採用します。

雨水の活用につきましては、埋設型の雨水貯水タンクを設置いたします。

また、外壁をグリーンカーテンの活用につきましては、西側と南側の外壁にネットが取り付けられるように金具を取りつけるようになっております。

続きまして、経過等でございますけれども、指名会議、平成 23 年 4 月 21 日で行われました。

公告期間は、平成 23 年 4 月 25 日から 5 月 10 日、入札参加申込締切、平成 23 年 5 月 10 日、指名会議、平成 23 年 5 月 13 日、これにつきまして、資格認定ということでございます。

仕様書閲覧期間、平成 23 年 5 月 18 日から 6 月 1 日、質疑応答書提出日、平成 23 年 5 月 23 日、同回答日平成 23 年 5 月 25 日、入札年月日、平成 23 年 6 月 2 日でございます。

続きまして、入札参加者は上尾興業株式会社ほか 18 社でございます、計 19 社でございます。

次に、工期でございますが、平成 24 年 3 月 2 日まででございます。契約保証金、請負代金額の 10 分の 1 以上でございます。

次に、契約金の支払い方法でございますが、前払い金 5,940 万円でございます。残額につきましては、完成引き渡し後一括払いでございます。

参考図書につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、5 ページと 6 ページが入札結果でございます。ごらんいただきたいと思っております。

次のページに建設工事請負仮契約書の写しがつけてございます。ごら

んいただきたいと思います。

続きまして、関係図面でございます。

まず、8ページが配置図でございます。七郷小学校校舎北側、現在の体育館が建っている場所でございます。

次に、9ページが1階平面図でございます。若干説明させていただきます。図面中央がアリーナでございます。アリーナの東側、図面の右側になりますが、ステージと放送室がございます。また、アリーナの南側中央部にエントランスホールがございます。

次に、10ページ、ギャラリー階の平面図になります。ごらんいただきたいと思ひます。

次のページは、東側立面図と西側立面図になっております。

さらに、次のページが北側立面図と南側立面図となっております。ごらんいただきたいと思ひます。

なお、この体育館の建設に当たりましては、学校長、体育主任及び社会体育施設利用団体の代表者2名に入っておりいただき、検討委員会を立ち上げ検討をまいりました。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

川口議員。

○9番(川口浩史議員) この入札に参加した業者、すごいですね、22社が参加したわけですか。いや、どどどって来るのだからって思ったのですけれども、今の時代のあらわれなのでしょうか。こういうこれだけの参加があるというのは、もしおわかりでしたら伺いたいと思うのですが。

それから、一般競争入札には、どういう条件で参加をしてもらったのか、伺いたいと思います。

それと、古郡建設というのを、ちょっと初めて聞く名前ですので、どんな工事をしたのかも伺えればと思います。

それと、最後に、体育館はいつごろから壊し始めて建設に入るのかを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

参加者が多いということなのですが、私もこの4月から、こども課に来る以前、総務課のほうにおりまして、2年間ほど契約のほうの担当というか、でいたわけですが、やっぱり、まず各公共事業につきましては、どっちかという年度当初よりも年の後半になってから工事が発注数が多いということで、年度当初というのは割かし工事が発注が少ないのかと思います。一般競争入札をした場合に、年度当初については参加者が多いというのが、去年、おとしもこのような状態だったかと思います。その入札参加条件に

つきまして、ちょっと今手持ちがございませんので、調べさせていただきたい
と思います。

○藤野幹男議長 今、そのわかりますか。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

県内に本店、支店等があつて、経営事項の審査点数というのがございま
して、それが1,000点以上です。

なお、東松山県土整備事務所の管内に関しては900点以上ということで
ございます。

そして、古郡建設でございますけれども、これ、深谷の会社でございまし
て、昔からかなり有名な会社でございます。

それと、実際に壊すのは、こども課長のほうから、いつからというのはお
答えをさせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 はい、答弁求めます。

内田教育委員会こども課長。いつごろから工事が始まるか。

○内田 勝教育委員会こども課長 ちょっと、詳しい時期につきましては、ち
よつと、これから確認させていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 よろしいですね。ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号 工事請負契約の締結について(七郷小学校体育館改築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 19、議案第 30 号 工事請負契約の締結について(菅谷中学校体育館改築工事)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 30 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 30 号は、工事請負契約の締結についての件でございます。菅谷中学校体育館改築工事の施行に関し、関中建設株式会社と工事請負契約

を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田教育委員会子ども課長。

〔内田 勝教育委員会子ども課長登壇〕

○内田 勝教育委員会子ども課長 それでは、議案第30号につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

まず、契約の目的でございます。菅谷中学校体育館改築工事でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

次に、契約の金額でございますが、2億7,195万円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税につきましては1,295万円でございます。

次に、契約の相手方でございます。東松山市石橋1691-1、関中建設株式会社、代表取締役中嶋茂氏でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、参考資料の説明をさせていた

だきたいと思います。

工事名、先ほど申し上げましたので省略させていただきます。

次に、施設の概要でございます。

構造、階数は、体育館につきましては、鉄筋コンクリートづくり(一部鉄骨づくり)、2階建てでございます。

渡り廊下1及び2につきましては、鉄骨づくりの平家建てでございます。

建築面積は、体育館 1,266.08 平方メートル、渡り廊下1、72 平方メートル、渡り廊下2が 38.4 平方メートルでございます。

延べ床面積は、体育館 1,471.11 平方メートルでございます。

渡り廊下1が 72 平方メートル、渡り廊下2が 38.4 平方メートルでございます。

続きまして、外部仕上げでございますが、屋根はフッ素ガルバリウム鋼板嵌合式かわら棒ぶきで、厚さは 0.45 ミリでございます。

外壁につきましては、コンクリート打ちっ放し、補修吹き付けタイルとは、コンクリートの打ちっ放しに一部補修を加え、磁器質タイルの風合いが出る塗装をするというものです。

また、下から 2.6 メートルまでは木材保護塗装をした 18 ミリのヒノキ板張り及びコンクリート打ちっ放しのクリア仕上げということです。

次のページに移りまして、内部仕上げでございますが、主立ったものにつきましてご説明させていただきます。

アリーナにつきましては、床は 18 ミリの複合フローリング張りでコートラインを引いた後にポリウレタン塗装をするというものでございます。

壁につきましては、OSCL塗りの 25 ミリの無垢の杉板張りということです。OSCL塗りとは、木材の木目を塗りつぶさずに着色し、その上にクリアラッカーをかけるというものです。その上部にOSCL塗りの有孔シナ合板 12 ミリの目透し張りということでございます。

天井につきましては、25 ミリの木毛セメント板になります。

次に、ステージがありますが、床につきましては、アリーナと同様でございます。

壁につきましても、アリーナと同様のOSCL塗りの有孔シナ合板 12 ミリの目透し張りということです。

その他、玄関、ホール、放送室等ございますが、ごらんいただきたいと思っております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。

工事の概要になりますが、建築工事、外溝工事、解体工事等いろいろな工事がございますが、ごらんいただきたいと思っております。

なお、議会からのご要望について、地球温暖化対策建築の配慮としまして、外壁、屋根の断熱材による熱の低減、太陽光発電につきましては、屋根面に太陽光パネルを設置、玄関ホールの壁に 32 型のディスプレイを設置し、「現在の発電電力」、「本日の発電電力量」の表示を行います。

LED照明の活用につきましては、玄関ホールとエレベーターホールのダウンライトにLED照明器具を採用します。

雨水の活用につきましては、埋設型の雨水貯水タンクを設置し、ポンプによる散水栓を3カ所設置いたします。

外壁をグリーンカーテンの活用につきましては、西側外壁面に金物を取りつけできるように、また照明器具につきましては、エントランスホール等にLEDの採用、雨水の利用。

続きまして、経過等でございますけれども、指名会議、平成23年4月21日から入札年月日平成23年の6月2日まで、これにつきましては七郷小学校体育館と同様でございます。

続きまして、入札参加業者は、上尾興業株式会社ほか21社でございます。計22社でございます。

次に、工期でございますが、平成24年3月2日まででございます。

契約保証金、請負代金額の10分の1以上でございます。

次に、契約金の支払い方法でございますが、前払い金1億870万円でございます。残額につきましては、完成引き渡し後一括払いでございます。

参考図書につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、6ページから8ページが入札結果でございます。ごらんいただきたいと思っております。

9ページに建設工事請負仮契約書の写しをつけてございます。ごらんい

ただきたいと思います。

続きまして、関係図面でございます。

まず、10 ページが配置図でございます。現在の体育館が建っている場所でございます。

次に、11 ページが1階平面図でございます。若干説明させていただきます。

図面中央部がアリーナでございます。アリーナの西側、図面の左側になりますが、ステージと放送室がございます。

また、アリーナの東側中央部に玄関とホールがございます。

次に、12 ページが2階の平面図になります。東側の部分、図面の右側が2階になっておりまして、多目的ホールとなっております。

次のページが東側立面図、南側立面図となっております。

さらに、次のページが西側立面図と北側立面図となっております。ごらんいただきたいと思います。

なお、この体育館の建設に当たりましても七郷小学校体育館と同様に、検討委員会を立ち上げ検討をまいりました。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) アリーナの部分についてお聞きしたいのですが、けれども、どうしても七小のほうの体育館が何か比べてしまうのですが、複合フローリングということでございますけれども、七郷のほうは二重になるというようなことなので、体重が重い子供たちが乗っていいのかななんて思ったりしたのですが。

それと、壁なのですけれども、無垢板ということなのですが、七小のほうには「県内産」て書いてあるので、「県内材」って書いてあるのですが、こちらは県内材ではないのですか。

以上2点、お聞きします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会子ども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 お答えします。

床につきましては、ちょっとこちらの表現は「二重」ってなっていないのですけれども、やっぱりこちらも二重になります。

それから、無垢板ということで、それが県内産かどうかということなのですけれども、ちょっと、これにつきましては確認させていただきます。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 確認のほうはしていただきたいというふうに思います。できたら県内産がいいのではないかなというふうに思うのですが。

それと、床のほうなのですけれども、単層フローリングで「tイコール 12」

って書いてあるのですけれども、多分これ厚みだと思うのですよ。それで、そのほかにラウン材の七小のほうはtの 15 って書いてあるので、随分差があるなというふうに思うのですが、大丈夫なのでしょうか。

○藤野幹男議長 では、もう一度どうぞ。もう一回質問。

○4番(長島邦夫議員) 杉のほうの壁のほうについては教えていただければと思います。

それと、床なのですけれども、比べてはいけないのでしょうかけれども、単層の、七小のほうは単層でも「tイコール 18」ってこれ厚みだと思うのですよ。違うのだったら私が訂正しますけれども。18 のほかに、七小のほうはラウン材がその下に「tイコール 15」ということで書いてあるので、随分厚くなると思っ
ていいのではないかなと思うのですが、菅中のほうの場合だと複合ですけれども、「tイコール 18」ということなので、随分薄いのではないかと思うのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

内田教育委員会こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、お答えします。

中学校の床につきまして、ちょっとこちらに表記されていないのですが、まずパネル、20 ミリのパネル、それから捨貼として 12 ミリ、仕上げで 15 ミリということで七小より厚くなります。

それから、先ほど、無垢の板が県内産かということですが、これ県

内産です。

以上です。

○藤野幹男議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 了解いたしました。

○藤野幹男議長 はい、ご苦労さま。ほかに。

○加藤信幸教育長 答弁漏れで。

○藤野幹男議長 答弁漏れで、はい、答弁漏れがあったそうでございますので。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 川口さんから解体工事いつやるのだよということですが、本日もご議決をいただきましたら、現在のところ6月20日から仮囲いの工事の解体に向けて始める予定でございます。

〔「両方ですか」と言う人あり〕

○加藤信幸教育長 両方です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 30 号 工事請負契約の締結について(菅谷中学校体育館改築工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 20、発議第2号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

〔6番 柳 勝次議員登壇〕

○6番(柳 勝次議員) 発議第2号について、提案の理由を説明させていただきます。

今議会の一般質問でも多くの人たちが取り上げておりました東日本大震災は、まさに未曾有の災害となりました。特に福島第一原発事故は、いまだに収束のめどが立っておりません。資源のない日本にとって、また温暖化対策に対しても、原子力発電はそれらを解決する有効な手段でありました。しかし、今回の原発事故は、我が国のみならず、世界的にも大きく見直す必

要に迫られています。ゆえに、嵐山町議会は次のような意見書を関係部署に提出するものであります。

それでは、意見書を読み上げて提案理由といたします。

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書。

去る3月11日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方4県を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらしました。

加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、放射能漏れは起きていました。また、地震や津波により電柱や配管が打撃を受け、非常用電源も停止しました。その結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し多量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度(INES)」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から3カ月を経た今も周辺地域では広範囲な避難指示の下、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農畜産物、魚介類の放射性物質汚染や風評被害も深刻化しています。とりわけ、今回の原発事故は、原発立地地域住民のみならず隣接県などを含めると、日本全国どこでも、ひとたび原発事故が起きれば放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の原発に

対する不安は高まっています。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払拭に努めることは国の責務であります。よって、国は福島第一原子力発電所の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。また、自治体で独自に地域防災計画を見直す動きに対し、必要な技術的援助を行うとともに、財政的支援を行うこと。
- 5 今回の事故による農畜産物、魚介類などの風評被害を防止し、輸出品や観光などの海外からの懸念を払拭するよう万全の対策に努めること。
- 6 原子力エネルギー政策を抜本的に見直し、自然エネルギーへの転換を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 日提出

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 藤野 幹

男

提出先は、衆議院議長以下ごらんのとおりであります。

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

内閣府特命担当大臣 様

内閣官房長官 様

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発議第2号 原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第21、発議第3号 子どもの放射能被曝暫定基準（年間1～20ミリシーベルト）の撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

○6番（柳 勝次議員） 発議第3号について提案説明をいたします。

福島第一原子力発電所の事故の放射能漏れによる被害は福島県のみならず、関東一円、東海地方にも大きな影響を与えています。特に将来のある子供にとっての影響は大変心配されるところであります。よって、嵐山

町議会は、次のような意見書を提出するものであります。

それでは、意見書を読み上げ提案理由といたします。

子どもの放射能被曝暫定基準(年間1～20 ミリシーベルト)の撤回を求める意見書。

福島原発事故後、文部科学省は、子どもの放射能被曝基準年間1～20 ミリシーベルトを、学校などの校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とされました。5月27日、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面1ミリシーベルトを目指す」とし、校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の学校の除染について、財政支援を行うこととされました。しかし、子どもは放射線に対しての感受性が強く、子どもの放射線被曝は、内部被曝を含めて年間1ミリシーベルト以下の基準に徹する必要があります。

事故直後に、SPEEDIによる必要な情報が伝えられず、福島原発事故被災者には、放射線量の多い地域に避難した住民もおられました。健康を守るための情報を正しく伝え、子どもの健康不安をめぐう必要があります。

よって、嵐山町議会は、即刻4月19日の年間1～20 ミリシーベルトの基準を撤回し、子どもの被曝は年間1ミリシーベルト以下の基準に戻し、子どもの健康を守るためにあらゆる方法で臨むことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年6月 日提出

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 藤野 幹

男

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発議第3号 子どもの放射能被曝暫定基準(年間1～20ミリシーベルト)の撤回を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第22、発議第4号 政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 最初に、意見書を朗読したいと思います。

政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書。

3月11日に発生した東日本大震災は、津波により多くの住宅や会社が被害にあい、3カ月たった現在、死者は1万5,000人超、行方不明者は8,000人を超え、避難者は約10万人にのぼるなど戦後最大の自然災害となりました。そして、かろうじて命は助かったものの働く場がなく、被災者は希望の見えない中で必死に生きている状況だということが言えます。そのため、一刻も早い復旧・復興が求められます。

それには予算を伴うことは言うまでもありません。その点で国会議員の歳費を6か月間3割削減されたことは積極的なことと理解しています。同時に政党交付金も震災復興財源にすることが道理ではないでしょうか。今年の第1回分80億円を9政党が受け取ったことが報道されましたが、理解に苦しむところです。「民主政治の健全な発展に寄与すること」を目的に交付されていますが、今は被災地域の復旧・復興が最優先課題だと考えるからで

す。

よって、政党交付金を震災復興財源にすることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以下の文をご高覧いただきたいと思います。

平成 23 年6月 日提出

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 藤野 幹

男

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

これを提出した理由であります。まず政党交付金について、政党交付金というのはどういうものか、まず法律を見てからちょっと説明したいと思います。

政党交付金の法律の第1条目的にはこのようにあるのですね。「この法律は議会制民主政治における政党の機能及び社会的責務の重要性にかんがみ、政党が財産を所有し、これを維持運用し、その他、その目的達成のための業務を運営することに資するため、政党交付金の交付を受ける政党等に法律上の能力を与え、政党の政治活動の健全な組織の発達を図り、もって、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」ということであ

りました。

それでは、そのように使われているのかということではありますが、次は、私たちの新聞で取り上げたところでもあります。昨年9月29日に総務省が政党交付金の使途報告書を公表いたしました。平成21年度分の政党交付金の使途報告書であります。政党助成金を受け取った政党は、民主、自民、公明、みんな、社民、国民新党、日本改革クラブ、当時、現在は新党改革です、の8党が受け取っております。支出総額、これらが平成21年に支出した総額は387億9,300万円で、1995年の政党助成金制度実施以来4番目の高額になったということでありました。年間320億円の政党助成金であるわけですが、支出が387億円、どうしてこういうことになったのか。

次に、支出の内訳でご説明したいと思います。支出の内訳では、選挙関係費や宣伝事業費などが58%と占めております。大きな選挙がなかった平成20年は40%でした。つまり使い残した政党助成金を国庫に返納せずにとため込んだため、それを活用して387億円という支出に伴ったものであったということです。特に政権交代を掲げて政権交代をなし遂げた民主党は、テレビCM放映料や新聞広告掲載料など、宣伝事業費に多額の税金をつぎ込み、前年比2.2倍の57億3,100万円を支出したことが明らかになりました。選挙関係費も前年比30倍の26億7,800万円を政党交付金から使っております。

自民党はどうかといいますと、自民党は前年比2.3倍の宣伝費で61億

7,900万円使用しており、選挙関係は18億5,100万円を使っております。私が申し上げたいのは、民主政治の健全な発達に寄与することを目的に交付されたものが、実際は選挙のために使われている、選挙に勝つために使われているということでありまして、これが、どうして民主政治の健全な発達に寄与することになるのかということでもあります。本来は、私は立場的にもそうですが、実際にもそうですが、廃止を求めていきたいわけですが、先ほど朗読しました意見書は非常に緩い分です。ここにいるどなたもご理解とご賛同いただける内容まで緩くしました。「今回の震災復興財源に回してほしい」と、「あとは戻してもいいよ」というようにもとれる文面まで緩くしたわけなのです。

今、被災地域の人は大変に苦しんでおります。仕事がないということは、若干の財産があっても、それを使うことができないのだと、仮設住宅に入っ
て、電気、ガスも払うのが大変だと、だから避難所にいるのだという方もおります。どうか、自党を愛する気持ちはわかりますが、今は被災地域の人を優先した政策をとっていくことが必要ではないかと思うのです。ぜひとも皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。清水正之議員。反対、反対、ほかにいます。賛成、いないね。はい、清水正之議員、どうぞ。

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。発議第4号 政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書の提出について、賛成をいたします。

今国会、今議会の中でも、東北大震災の問題は多くの議員の方が語りました。この復興に当たっては、10兆円から15兆円が費用的にかかるというふうに言われています。佐藤福島県知事は、地震、津波、原発、風評被害の4重苦にあえいでいるというふうにも言われています。私たち日本共産党は、この復興への希望が持てる施策、原発からの撤退を求めるという第2次提案を政府にお渡しをいたしました。この提案の中身は大きく3点述べられています。

1つは、生活基盤の復興を国の責任で行うこと。2つ目は、原発災害から救援・復旧・復興に果たすべき役割は国の責任というものを明確にいたしました。同時に、3番目に原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を切ったプログラムを作成するよう求めています。

先ほど言われたように、この復興財源が10兆円から15兆円かかる。私たちは、この提案と同時に財源の問題でも提案をしています。1つは、大企業と高額所得者の減税の廃止です。これで2兆円が浮く。あわせて、米軍への思いやり予算、グアムへの米軍基地建設費の中止。3点目に原発の建

設推進費用の削減、ドイツでは既に原発ゼロを表明いたしています。あわせて、政党助成金の廃止、含めてこの2次補正予算の中でもこれを実現していくよう求めています。同時に、これだけでは復興財源には足りない、この部分をどうするかという点では、今、消費税の問題が論議に上がっていますが、大企業内部留保を復興財源に活用するために災害復興債を、国債を発行する、これを大企業に引き受けてもらう。こう提案をしています。

大企業には、内部留保として244兆円も残されています。この一部を使って復興債を活用していただく、このことによって復興財源そのものも出てくると信じています。

もともと政党交付金は94年にスタートいたしました。国民1人当たり250円を各政党に分配するというものです。総額、先ほど言われましたように322億円、国会議員1人当たり月額350万円です。私たち日本共産党は、思想・信条の自由をうたった憲法違反ともとれる政党助成金については辞退をしています。何よりも、今回の震災は国家的プロジェクトとして取り組むべき一大プロジェクトです。マスコミでも、「全額を被災地へ回せ」、こうした声も出ています。政党助成金を辞退し、復興財源に回すことを求めて賛成討論いたします。

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、発議第4号 政党交付金を震災復興財源にすることを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○藤野幹男議長 全員。

よって、本案は否決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第 23、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○藤野幹男議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 23 年第 2 回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月7日に開会をされ、6月 10 日の本日まで4日間にわたります。極めてご熱心な審議を賜り、提案をいたしました平成 23 年度一般会計補正予算をはじめ、諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。また、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、深く感謝申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

特に、今議会において多く取り上げられました防災及び節電につきまして、町民の皆様の安全・安心のため、継続的かつ着実に取り組んでまいり

ます。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきまして、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からごあいさつ申し上げます。

平成23年第2回定例会も本日をもって閉会となりますが、6月7日から本日までの4日間、議員の皆様には熱心な、そして、活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第2回定例会が無事閉会できますことを、まことにありがとうございました。

また、町長をはじめとする執行機関の皆様には、審議の間、常に懇切丁寧なる説明なり答弁をいただき、そのご労苦に対しましても深く深く敬意をあらわすものであります。

提出された議案は、報告5件、承認2件、同意1件、条例4件、予算2件、その他2件、計16件でありましたが、すべて原案のとおり、承認、同意、可決されました。議員提出議案は5件提出され、4件可決となっております。

特に今回は、地方分権の時代にあり、二元代表制の観点から嵐山町議会基本条例を、また地球温暖化が進んでいることから、緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例が制定されました。一般質問には、10名登壇され、当面する諸問題に対し、幅広く論議が展開され、特に今回

は3. 11、東日本大震災関係でのさまざまな形での質疑が出され、これからの進むべき方策、復興に向けての各種提案、協力等も多くの議員から提案され、活発なる論議が展開されました。風評被害での心配等、まだまだこれから長く続く復興に向けての長い道のりが続きます。国の方向と我々国民が協力して、必ず明るい結果が出るように、信じていきましょう。

町では、菅谷出張所もきれいに改修工事が完了し、6月20日月曜日から新たにふれあい交流センターとして完成し、新たに利用開始となり、利用される方々は心待ちにしていることと思います。我々は大変な時代に突入したことを肝に銘じ、「頑張ろう日本、頑張ろう嵐山」を合い言葉に頑張ってくださいましょう。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様には、梅雨本番の季節となっております。健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして、平成23年嵐山町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時42分)